資 料

- 1 年表
- 2 関係法令
 - (1) 女子に対するあらゆる携帯の差別の撤廃に関する条約
 - (2) 男女共同参画社会基本法
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
 - (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 柏市男女共同参画審議会
 - (1) 審議の経過
 - (2) 委員名簿

年表

<u> </u>				
	世界	日本	千 葉 県	柏市
1975年(昭50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会 議」メキシコシティ ーで開催	9月 総理府に「婦人問題 企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進 会議」設置		
1976年 (昭51)	世界行動計画採択 「国連婦人の10年」始まる (~1985年)			
1977年(昭52)	(*19834)	1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期 重点目標」発表	10月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978年(昭53)			4月 「青少年課」を「青 少年婦人課」に改組 し婦人班を設置	
1979年(昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」 採択			
1980年(昭55)	7月 「国連婦人の10年 中間世界会議」コペ ンハーゲンで開催	7月 「女子差別撤廃条 約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」 創刊	
1981年(昭56)	9月 「女子差別撤廃条 約」発効	5月 「国内行動計画後期 重点目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1984年(昭59)		5月 「国籍法及び戸籍法 の一部を改正する法 律」公布		
1985年(昭60)	7月 「国連婦人の10年 最終年世界会議」ナ イロビで開催 (「ナイロビ将来戦 略」採択)	1月 「国籍法及び戸籍法 の一部を改正する法 律」施行 6月 「男女雇用機会均等 法」公布 6月 「女子差別撤廃条 約」批准 7月 同条約発効	8月 「千葉県婦人問題懇 話会」設置	
1986年(昭61)		4月 「男女雇用機会均等 法」施行	3月 「千葉県婦人計画」 策定	4月 「福祉部厚生課」に 「婦人担当」設置 7月 「柏市婦人問題推進 庁内連絡会議」設置
1987年(昭62)		5月 「新国内行動計画」 策定		7月 「婦人問題に関する 市民意識調査」実 施
1988年(昭63)				11月 「柏市婦人問題推進会議」設置
1989年 (平元)		3月 学習指導要領の改訂 (高等学校の家庭科 の男女必修等)		
1990年(平 2)	5月 国連婦人の地位委 員会「ナイロビ将 来戦略」勧告案採 択		4月 「青少年婦人課」に 「婦人政策室」設置	3月 「男女の共同参加を めざす柏プランー柏 市婦人行動計画ー」 及び「男女の共同参 加をめざす柏プラン 実施計画」を策定
1991年(平 3)		5月 「新国内行動計画」 第1次改定 5月 「育児休業法」成立	3月 「さわやかちば女性 プラン」策定	9月 「婦人問題に関する市民意識調査」実施
1992年(平 4)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人 政策室」を「青少年 女性課女性政策室」 と変更	

年	世界	日 本	千 葉 県	柏市
1993年 (平 5)	12月 国連「女性に対する 暴力の撤廃に関する 宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊	
1994年(平 6)	9月 「国際人口開発会議 」カイロで開催	6月 総理府に「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」設置		6月 情報紙「フリートーク」創刊
1995年(平 7)	9月 「第4回世界女性会 議」北京で開催 (「北京宣言及び行 動綱領」採択)	1 O月 改正「育児休業法」 (介護休業制度の法 制化)施行		9月「女性問題に関する 市民意識調査」実施 3月 「男女の共同参画を めざす柏プランー柏 市女性行動計画(改 定版)ー」及び「男 女の共同参加をめざ す柏プラン 第2次 実施計画」を策定
1996年 (平 8)		12月 「男女共同参画 2000年プラン」 策定	3月 「ちば新時代女性プラン」策定	
1997年 (平 9)		4月 「男女共同参画審議 会設置法」施行		
1998年(平10)				4月 「市民部女性担当室」 から「市民生活部男 女共同参画室」に改 組
				3月 男女の共同参加をめ ざす柏プラン 第3次 実施計画」を策定
1999年(平11)		6月 「男女共同参画社会 基本法」施行 7月 「食料・農業・農村 基本法」施行		
2000年(平12)	6月 「女性2000年会 議」ニューヨークで 開催	11月 「ストーカー行為等 の規制等に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性 政策室」から「男女 共同参画課」に改組	
2001年(平13)		1月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に 男女共同参画局」に な組 10月 「配偶者からの暴 力の防止及び被害 者の保護に関する 法律」施行	3月 「千葉県男女共同参画計画」策定	1 O月 「柏市男女共同参画 推進計画」策定
2002年(平14)			4月 「女性サポートセン ター」設置	4月 「女性のこころと生き方相談」開設 12月 「柏市インターネット男女共同参画推進センター」開設
2003年 (平15)		4月 「女性のチャレンジ 支援策」を発表 7月 「次世代育成支援対 策推進法」施行		
2004年(平16)		12月 改正「配偶者から の暴力の防止及び 被害者の保護に関 する法律」施行 12月 「人身取引対策行動 計画」策定	9月 「県民意識調査」実施	

年	世界	日本	千 葉 県	柏市
2005年(平17)	2月 「第49回国連婦人 の地位委員会(通称 「北京+10」)ニュー ヨークで開催	4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 4月 改正「育児・介護休業法」施行 7月 「防災基本計画」修正 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		7月 「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施
2006年(平18)		12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 8月 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 12月 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	3月 「柏市男女共同参画 推進計画(改定)」策定 10月 情報紙「フリートー ク」タブロイド版新 創刊
2007年(平19)		4月 改正「男女雇用機会 均等法」施行 12月 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パランス) 憲 章」及び「仕事と生 活の調和推進のため の行動指針」策定	2月 「千葉県男女共同参 画推進連携会議」発 足	1月 第1回「働く男女(ひと)と家庭に優し い企業」表彰実施
2008年(平20)		1月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 4月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		6月 第1回男女共同参画 週間企画展示
2009年(平21)		4月 改正「次世代育成支 援対策推進法」施行	3月 「千葉県DV防止・ 被害者支援基本計 画 (第2次) 」 策定 12月 「県民意識調 査」 実施	4月 「女性のこころと生き方相談」相談日(第1,3月曜日)増設 (第1,3月曜日)増設 (明本) 「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施
2010年(平22)	3月 「第54回国連婦人 の地位委員会(通称 「北京+15」)ニュ ーヨークで開催	6月 改正「育児・介護休業法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ハ・ランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のた生活の調和推進のための行動指針」改定 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定		
2011年(平23)	1月 「ジェンダー平等と 女性のエンパワーメ ントのための国連機 関(略称: UN Wo men)」正式発足		3月 「千葉県男女共同画 基本計画(第3次)」 策定	3月 「柏市男女共同参画 推進計画(改定)」策定

2012年(平24)		6月 「女性の活躍促進に よる経済活性化」行 動計画	3月 「千葉県DV防 止・被害者支援基本 計画(第3次)」策 定	9月 「男女共同参画に 関する市民意識調 査」実施(20代)
2013年(平25)		6月 「配偶者からの暴 力の防止及び被害 者の保護に関する 法律」改正		10月 「ストーカー行為 等の規制等に関する 法律」施行
2014年(平26)			10月 「県民意識調査」実施	9月 「男女共同参画に 関する市民意識調 査」実施
2015年(平27)	3月 「第59回国連婦人 の地位委員会(通称 「北京+20」)ニュ ーヨークで開催 4月 UN Women 日本事務所開設	9月 「女性の職業生活に おける活躍の推進に 関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本 計画(第4次)」閣 議決定	8月 「DVに対する県民 意識調査」実施	

○女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日) (条約第七号)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関 する条約をここに公布する。

> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び 価値並びに男女の権利の平等に関する信念を 改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及 び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかか わらず女子に対する差別が依然として広範に 存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び 人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、 女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社 会的、経済的及び文化的活動に参加する上で 障害となるものであり、社会及び家族の繁栄 の増進を阻害するものであり、また、女子の 潜在能力を自国及び人類に役立てるために完 全に開発することを一層困難にするものであ ることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、 教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の 必要とするものを享受する機会が最も少ない ことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の 確立が男女の平等の促進に大きく貢献するこ とを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、 人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根 絶が男女の権利の完全な享有に不可欠である ことを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全事情縮小を達成し、特に厳重の効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平下、人民の原則を確認し、外国の支配の下又は外国の方にある実にある。 、社会の作及び発展を促進し、ひいては、 男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、 ことを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする 平和は、あらゆる分野において女子が男子と 平等の条件で最大限に参加することを必要と していることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、 母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産に おける女子の役割が差別の根拠となるべきで はなく、子の養育には男女及び社会全体が共 に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他 の適当な法令に組み入れられていない場合 にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則 の実際的な実現を法律その他の適当な手段 により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する 適当な立法その他の措置(適当な場合には 制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為 又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び 機関がこの義務に従つて行動することを確 保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、 規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止する ためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべて の刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とす

る特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な 措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性 の観念又は男女の定型化された役割に基づ く偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃 を実現するため、男女の社会的及び文化的 な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する 権利並びに政府のすべての段階において公 職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。 第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に 関し、女子に対して男子と平等の権利を与え る。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚 姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍 を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻 に強制することとならないことを確保する。 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対し て男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の 水準の資格を有する教育職員並びに同一の 質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同 一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する 同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一 の権利、特に次の権利を確保することを目的 として、雇用の分野における女子に対する差 別を撤廃するためのすべての適当な措置をと る。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利として

の労働の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の 選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての権 利並びに労働の質の評価に関する取扱いの 平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、 障害、老齢その他の労働不能の場合におけ る社会保障)についての権利及び有給休暇 についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全 (生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別 的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会 保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を 導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会 的活動への参加とを両立させることを可能 とするために必要な補助的な社会的サービ スの提供を、特に保育施設網の設置及び充 実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明 されている種類の作業においては、当該女 子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健 サービス(家族計画に関連するものを含む。) を享受する機会を確保することを目的として、 保健の分野における女子に対する差別を撤廃 するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に 対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当

なサービス(必要な場合には無料にする。)並 びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確 保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融 上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村 の女子が農村の開発に参加すること及びその 開発から生ずる利益を受けることを確保する ことを目的として、農村の女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をとる ものとし、特に、これらの女子に対して次の 権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成 及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又 は自営を通じて得るために、自助的集団及 び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに 適当な技術を利用する権利並びに土地及び

農地の改革並びに入植計画において平等な 待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、 電力及び水の供給、運輸並びに通信に関す る条件)を享受する権利 第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住 所の選択の自由に関する法律において男女に 同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完 全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権 利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻を しているかいないかを問わない。)として の同一の権利及び責任。あらゆる場合にお いて、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令に これらに類する制度が存在する場合にはそ の制度に係る同一の権利及び責任。あらゆ る場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び 職業を選択する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、 財産を所有し、取得し、運用し、管理し、 利用し及び処分することに関する配偶者双 方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 2 委員会の委員は、締約国により指名され た者の名簿の中から秘密投票により選出され る。各締約国は、自国民の中から一人を指名 することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約 の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行 う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選 挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に 対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内 に提出するよう書簡で要請する。同事務総長 は、指名された者のアルファベット順による 名簿(これらの者を指名した締約国名を表示 した名簿とする。)を作成し、締約国に送付 する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された

- 委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、 三十五番目の批准又は加入の後、2から4まで の規定に従つて行う。この時に選出された追 加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年 で終了するものとし、これらの二人の委員は、 委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員 としての職務を遂行することができなくなつ た場合には、その空席を補充するため、委員 会の承認を条件として自国民の中から他の専 門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会 の任務の重要性を考慮して決定する条件に従 い、同総会の承認を得て、国際連合の財源か ら報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約 に定める任務を効果的に遂行するために必要 な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を 生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には 委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行 の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載す ることができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。 第二十条
- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合 本部又は委員会が決定する他の適当な場所に おいて開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事 会を通じて毎年国際連合総会に報告するもの とし、また、締約国から得た報告及び情報の 検討に基づく提案及び一般的な性格を有する 勧告を行うことができる。これらの提案及び 一般的な性格を有する勧告は、締約国から意 見がある場合にはその意見とともに、委員会 の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、 情報用として、婦人の地位委員会に送付する。 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に 関するこの条約の規定の実施についての検討 に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、 専門機関に対し、その任務の範囲内にある事 項に関するこの条約の実施について報告を提 出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際 条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。 批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に あてた書面による通告により、いつでもこの 条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入 書が国際連合事務総長に寄託された日の後三 十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入 書が寄託された後に批准し又は加入する国に

ついては、その批准書又は加入書が寄託され た日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際 に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべ ての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、 国際連合事務総長にあてた通告により、いつ でもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号 で昭和六〇年七月二五日に日本国について効 力発生)

〇男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日) (法律第七十八号) 第百四十五回通常国会

小渕内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策(第十三条—第 二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条— 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての 基本理念を明らかにしてその方向を示し、将 来に向かって国、地方公共団体及び国民の男 女共同参画社会の形成に関する取組を総合的 かつ計画的に推進するため、この法律を制定 する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、 かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か で活力ある社会を実現することの緊要性にか んがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基 本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び 国民の責務を明らかにするとともに、男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策の基本 となる事項を定めることにより、男女共同参 画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する ことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

- 第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)
- 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別に社る固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行がぼり、数響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、 社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体におけ る方針の立案及び決定に共同して参画する機 会が確保されることを旨として、行われなけ ればならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を 構成する男女が、相互の協力と社会の支援の 下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生 活における活動について家族の一員としての 役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の 活動を行うことができるようにすることを旨 として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

- 第八条 国は、第三条から前条までに定める 男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- 第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、 国の施策に準じた施策及びその他のその地方 公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理 念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄 与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を実施するため必要な法 制上又は財政上の措置その他の措置を講じな ければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同 参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策につ いての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共 同参画社会の形成の状況を考慮して講じよう とする男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を明らかにした文書を作成し、これを 国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的な計画(以下「男女共同参 画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議 の決定があったときは、遅滞なく、男女共同 参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画 の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げ る事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期 的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進す るために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都 道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市 町村の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共 同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定 め、又は変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる 施策を策定し、及び実施するに当たっては、 男女共同参画社会の形成に配慮しなければな らない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動 等を通じて、基本理念に関する国民の理解を 深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処埋等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策又は男女共 同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められ る施策についての苦情の処理のために必要な 措置及び性別による差別的取扱いその他の男 女共同参画社会の形成を阻害する要因によっ て人権が侵害された場合における被害者の救 済を図るために必要な措置を講じなければな らない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を 国際的協調の下に促進するため、外国政府又 は国際機関との情報の交換その他男女共同参 画社会の形成に関する国際的な相互協力の円 滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよ うに努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策及 び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促 進に関して行う活動を支援するため、情報の 提供その他の必要な措置を講ずるように努め るものとする。

第三章 男女共同参画会議 (平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつか さどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条 第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣 又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参

画社会の形成の促進に関する基本的な方針、 基本的な政策及び重要事項を調査審議する こと。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議 し、必要があると認めるときは、内閣総理 大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる こと。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人 以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって 充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって 充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識 見を有する者のうちから、内閣総理大臣が 任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいず れか一方の議員の数は、同号に規定する議員 の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期 は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行

政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために 特に必要があると認めるときは、前項に規定 する者以外の者に対しても、必要な協力を依 頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会 議の組織及び議員その他の職員その他会議に 関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年 法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同 参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」 という。)第一条の規定により置かれた男女 共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定 により置かれた審議会となり、同一性をもっ て存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法 第四条第一項の規定により任命された男女共 同参画審議会の委員である者は、この法律の 施行の日に、第二十三条第一項の規定により、 審議会の委員として任命されたものとみなす。 この場合において、その任命されたものとみ なされる者の任期は、同条第二項の規定にか かわらず、同日における旧審議会設置法第四 条第二項の規定により任命された男女共同参 画審議会の委員としての任期の残任期間と同 一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法 第五条第一項の規定により定められた男女共 同参画審議会の会長である者又は同条第三項 の規定により指名された委員である者は、そ れぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条 第一項の規定により審議会の会長として定め られ、又は同条第三項の規定により審議会の 会長の職務を代理する委員として指名された ものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条 第三項、第二十三条、第二十八条並びに第 三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる 経過措置は、別に法律で定める。

> 〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一 一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。) の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定 により従前の国の機関に対してされている申 請、届出その他の行為は、法令に別段の定め があるもののほか、改革関係法等の施行後は、 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基 づいて、相当の国の機関に対してされた申請、 届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等

の施行後は、これを、改革関係法等の施行後 の法令の相当規定により相当の国の機関に対 して報告、届出、提出その他の手続をしなけ ればならないとされた事項についてその手続 がされていないものとみなして、改革関係法 等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がの国の機関でいる法令の規定により、承認、指定その他の分若しくは通知その他の行為又は従前のの世界のは、法令に別段の定めがある事例に対しては、法令の施行後の法令の規定に基づくそのをは、それぞれ、相当の機関がすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六 条まで及び第千三百一条から前条まで並びに 中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、 改革関係法等の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で 定める。

> 附 則 (平成一一年一二月二二日法律 第一六〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。
 - 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

〇配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日) (法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律をここに公布する。

> 配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律

> > (平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計 画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の 二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条) 第五章 雑則(第二十三条—第二十八条) 第五章の二 補則(第二十八条の二) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と 男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力

(身体に対する不法な攻撃であって生命又は 身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす 言動(以下この項及び第二十八条の二におい て「身体に対する暴力等」と総称する。)を いい、配偶者からの身体に対する暴力等を受 けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶者 であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶 者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者が、事実上離婚したと同様の 事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正) (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者から の暴力を防止するとともに、被害者の自立を 支援することを含め、その適切な保護を図る 責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本 計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称) (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、 法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第五項において「主務大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下 この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければなら ない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項に つき、次条第一項の都道府県基本計画及び同 条第三項の市町村基本計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれ を変更しようとするときは、あらかじめ、関 係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部 改正)

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、 当該都道府県における配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護のための施策の実施に関 する基本的な計画(以下この条において「都 道府県基本計画」という。)を定めなければ ならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げ る事項を定めるものとする。
 - 一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、 基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策の 実施に関する基本的な計画(以下この条にお いて「市町村基本計画」という。)を定める よう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、 都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成 のために必要な助言その他の援助を行うよう 努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部 改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと しての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な 施設において、当該各施設が配偶者暴力相談

- 支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護のため、 次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相 談に応ずること又は婦人相談員若しくは相 談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、 医学的又は心理学的な指導その他の必要な 指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用に ついて、情報の提供、助言、関係機関への 連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用に ついて、情報の提供、助言、関係機関との 連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、 自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を 満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、 必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において 被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者 であった者からの身体に対する暴力に限る。 以下この章において同じ。)を受けている者 を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支 援センター又は警察官に通報するよう努めな ければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を 行うに当たり、配偶者からの暴力によって負 傷し又は疾病にかかったと認められる者を発 見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援 センター又は警察官に通報することができる。 この場合において、その者の意思を尊重する よう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密 漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律 の規定は、前二項の規定により通報すること を妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を 行うに当たり、配偶者からの暴力によって負 傷し又は疾病にかかったと認められる者を発 見したときは、その者に対し、配偶者暴力相 談支援センター等の利用について、その有す る情報を提供するよう努めなければならない。 (平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本 部長(道警察本部の所在地を包括する方面を 除く方面については、方面本部長。第十五条 第三項において同じ。)又は警察署長は配偶者からの暴力を受けている者から、配偶の がらの暴力による被害を自ら防止するためる 援助を受けたい旨の申出があり、その申出を 相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力 を受けている者に対し、国家公安委員会規則 で定めるところにより、当該被害を自ら防止 するための措置の教示その他配偶者からの暴 力による被害の発生を防止するために必要な 援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、伊章福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号に おいて同じ。)により、その生命又は身体に 重大な危害を受けるおそれが大きいときは、 裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ れた場合にあっては、当該配偶者であった者。 以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 十八条第一項において同じ。)に対し、次の 各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ し、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の 本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項 第一号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力 が生じた日以後、同号の規定による命令の効 力が生じた日から起算して六月を経過する日 までの間、被害者に対して次の各号に掲げる いずれの行為もしてはならないことを命ずる ものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるよう な事項を告げ、又はその知り得る状態に置 くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむ を得ない場合を除き、連続して、電話をか け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若 しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時 から午前六時までの間に、電話をかけ、フ ァクシミリ装置を用いて送信し、又は電子 メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、 又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその 知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若 しくはその知り得る状態に置き、又はその 性的羞恥心を害する文書、図画その他の物 を送付し、若しくはその知り得る状態に置 くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被 害者がその成年に達しない子(以下この項及 び次項並びに第十二条第一項第三号において 単に「子」という。)と同居しているときで あって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う に足りる言動を行っていることその他の事情 があることから被害者がその同居している子 に関して配偶者と面会することを余儀なくさ れることを防止するため必要があると認める ときは、第一項第一号の規定による命令を発 する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加え られることを防止するため、当該配偶者に対 し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定 による命令の効力が生じた日から起算して六 月を経過する日までの間、当該子の住居(当 該配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。)、就学す る学校その他の場所において当該子の身辺に つきまとい、又は当該子の住居、就学する学 校その他その通常所在する場所の付近をはい かいしてはならないことを命ずるものとする。 ただし、当該子が十五歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者者と問居している子及び配偶者と同居している子及び配偶者と同居して第一項第四号において「親族等」という。こうの住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴なことをでいることをの他の事情があるととをの親族等に関して配偶者とあるとされることを余儀なくされることを防止するとめ必要があると認めるときは、第一項第一号

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対 する暴力又は生命等に対する脅迫が行われ た地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規 定による命令(以下「保護命令」という。)の 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で しなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立て をする場合にあっては、被害者が当該同居

している子に関して配偶者と面会すること を余儀なくされることを防止するため当該 命令を発する必要があると認めるに足りる 申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立て をする場合にあっては、被害者が当該親族 等に関して配偶者と面会することを余儀な くされることを防止するため当該命令を発 する必要があると認めるに足りる申立ての 時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は 警察職員に対し、前各号に掲げる事項につ いて相談し、又は援助若しくは保護を求め た事実の有無及びその事実があるときは、 次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求め た日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内 窓
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られ た措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に 同項第五号イから二までに掲げる事項の記載 がない場合には、申立書には、同項第一号か ら第四号までに掲げる事項についての申立人 の供述を記載した書面で公証人法(明治四十 一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならな

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及び

これに対して執られた措置の内容を記載した 書面の提出を求めるものとする。この場合に おいて、当該配偶者暴力相談支援センター又 は当該所属官署の長は、これに速やかに応ず るものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、 前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは 所属官署の長又は申立人から相談を受け、若 しくは援助若しくは保護を求められた職員に 対し、同項の規定により書面の提出を求めた 事項に関して更に説明を求めることができる。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定 には、理由を付さなければならない。ただし、 口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理 由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送 達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力 を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の 住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県 警察本部長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判 に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、

- 抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の 規定による命令の効力の停止を命ずる場合に おいて、同条第二項から第四項までの規定に よる命令が発せられているときは、裁判所は、 当該命令の効力の停止をも命じなければなら ない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不 服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定 による命令を取り消す場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せ られているときは、抗告裁判所は、当該命令 をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項 の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消 した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該 保護命令の申立てをした者の申立さなの申立てをした者の申立さない。 場合には、当該保護命令を取り消さな第二人の 場合には、第十条第一項第一号にあって ら第四項までの規定にあったとした。 第一人を生じたの規定にあった後にはの 第一人を経過した後にあって 項第二号の規定による命令にあって 項第二号の規定による命令にあって 通した後において、 過した後においるの命令を 過した者によるの命をと が申し立て、 当該裁判ないことを確認した さも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、 前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (第十条第一項第二号の規定による命令の再度 の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による 命令が発せられた後に当該発せられた命令の 申立ての理由となった身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とす る同号の規定による命令の再度の申立てがあ ったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の 本拠としている住居から転居しようとする被 害者がその責めに帰することのできない事由 により当該発せられた命令の効力が生ずる日 から起算して二月を経過する日までに当該住 居からの転居を完了することができないこと その他の同号の規定による命令を再度発する 必要があると認めるべき事情があるときに限 り、当該命令を発するものとする。ただし、 当該命令を発することにより当該配偶者の生 活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、 当該命令を発しないことができる。2 前項 の申立てをする場合における第十二条の規定 の適用については、同条第一項各号列記以外 の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに 第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号 中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一 号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第 一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第 一号から第四号までに掲げる事項」とあるの は「同項第一号及び第二号に掲げる事項並び に第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部 改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、 当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録 の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しく は抄本の交付又は事件に関する事項の証明書 の交付を請求することができる。ただし、相 手方にあっては、保護命令の申立てに関しし 頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日 の指定があり、又は相手方に対する保護命令 の送達があるまでの間は、この限りでない。 (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官

に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、 その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、 保護命令に関する手続に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者 の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。)は、 その職務を行うに当たり、被害者の心身の状 況、その置かれている環境等を踏まえ、被害 者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を 尊重するとともに、その安全の確保及び秘密 の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性 等に関する理解を深めるために必要な研修及 び啓発を行うものとする。

(平一六法六四•一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者 からの暴力の防止に関する国民の理解を深め るための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護に資する ため、加害者の更生のための指導の方法、被 害者の心身の健康を回復させるための方法等 に関する調査研究の推進並びに被害者の保護 に係る人材の養成及び資質の向上に努めるも のとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護を図るた めの活動を行う民間の団体に対し、必要な援 助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる 費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人 相談所が行う一時保護(同条第四項に規定 する厚生労働大臣が定める基準を満たす者 に委託して行う場合を含む。)に要する費 田
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を 支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁 した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲 げるものについては、その十分の五を負担す るものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号 に掲げる費用の十分の五以内を補助すること ができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁 した費用のうち、同項第三号及び第四号に 掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費 用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

 るほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の 二に規定する関係に ある相手からの暴力 を受けた者をいう。 以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は 配偶者であ った者	同条に規定する関係 にある相手又は同条 に規定する関係にあ る相手であった者
第項項十項第一かま十項十かま一第十項らで八条ので条二二第第及条第、第号条一四び第一四第二、第号号第一	配偶者	第二十八条の二に規 定する関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、 又はその婚 姻が取り消 された場合	第二十八条の二に規 定する関係を解消し た場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替え て準用する第十条第一項から第四項までの規 定によるものを含む。次条において同じ。) に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円 以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用 する第十二条第一項(第二十八条の二におい で準用する第十八条第二項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)の規定により 記載すべき事項について虚偽の記載のある申 立書により保護命令の申立てをした者は、十 万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して 六月を経過した日から施行する。ただし、第 二章、第六条(配偶者暴力相談支援センター に係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人 相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対 する暴力に関して相談し、又は援助若しくは 保護を求めた場合における当該被害者からの 保護命令の申立てに係る事件に関する第十二 条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第 三項の規定の適用については、これらの規定 中「配偶者暴力相談支援センター」とあるの は、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律 の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果 に基づいて必要な措置が講ぜられるものとす る。 〇女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律

> (平成二十七年九月四日) (法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律をここに公布する。

> 女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によっ て職業生活を営み、又は営もうとする女性が その個性と能力を十分に発揮して職業生活に おいて活躍すること(以下「女性の職業生活 における活躍」という。)が一層重要となっ ていることに鑑み、男女共同参画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号)の基本理念にの っとり、女性の職業生活における活躍の推進 について、その基本原則を定め、並びに国、 地方公共団体及び事業主の責務を明らかにす るとともに、基本方針及び事業主の行動計画 の策定、女性の職業生活における活躍を推進 するための支援措置等について定めることに より、女性の職業生活における活躍を迅速か つ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重 され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民 の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化 に対応できる豊かで活力ある社会を実現する ことを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、 職業生活における活躍に係る男女間の格差の 実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活 を営み、又は営もうとする女性に対する採用、 教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供 及びその活用を通じ、かつ、性別による固定 的な役割分担等を反映した職場における慣行 が女性の職業生活における活躍に対して及ぼ す影響に配慮して、その個性と能力が十分に 発揮できるようにすることを旨として、行わ れなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりの家庭生活に関することが多いことその他の家庭生活に与えるの世界を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の高いのででは、有児、介護その他の家庭生活にある活動を行うためによける活動を行うためによける活動を行うためによける活動を行うためによける活動を行うためによける活動を行うためによける活動を行うためにより、男女の職業生活との円滑かつ継続的な両立が可らななることを旨として、行われなければならい。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める 女性の職業生活における活躍の推進について の基本原則(次条及び第五条第一項において 「基本原則」という。)にのっとり、女性の 職業生活における活躍の推進に関して必要な 施策を策定し、及びこれを実施しなければな らない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その 雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に 対する職業生活に関する機会の積極的な提供、 雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両 立に資する雇用環境の整備その他の女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組を自 ら実施するよう努めるとともに、国又は地方 公共団体が実施する女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策に協力しなければな らない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策を 総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する取組に関する基本 的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の 推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業 生活における活躍を推進するために必要な 事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、基本方針を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について 準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が 定められているときは、基本方針及び都道府 県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域 内における女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策についての計画(次項におい て「市町村推進計画」という。)を定めるよ う努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画 又は市町村推進計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務 大臣は、事業主が女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に 実施することができるよう、基本方針に即し て、次条第一項に規定する一般事業主行動計 画及び第十五条第一項に規定する特定事事 行動計画(次項において「事業主行動計主 と総称する。)の策定に関する指針(以下「事 業主行動計画策定指針」という。)を定めな ければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に 掲げる事項につき、事業主行動計画の指針と なるべきものを定めるものとする。
 - 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更しようとすると きは、厚生労働省令で定めるところにより、 採用した労働者に占める女性労働者の割合、 男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、

管理的地位にある労働者に占める女性労働者 の割合その他のその事業における女性の職業 生活における活躍に関する状況を把握した 性の職業生活における活躍を推進する 大活における活躍を推進する 大活における活躍を推進する 大部で 、この場合において 、おいては 、この場合において 、前項第二号の目標 、この は、採用する労働者に占める女性労働者 の割合、労働時間、管理的地位にある労働者 に占める女性労働者の割合その他の数値 に占める女性労働者のおければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを労 働者に周知させるための措置を講じなければ ならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを公 表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業 主行動計画に基づく取組を実施するとともに、 一般事業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者 の数が三百人以下のものは、事業主行動計画 策定指針に即して、一般事業主行動計画を定 め、厚生労働省令で定めるところにより、厚 生労働大臣に届け出るよう努めなければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることをの他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条 及び第二十条第一項において「認定一般事業 主」という。)は、商品、役務の提供の用に 供する物、商品又は役務の広告又は取引に用 いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令 で定めるもの(次項において「商品等」とい う。)に厚生労働大臣の定める表示を付する ことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第九 条の認定を取り消すことができる。
 - ー 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違 反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前 項に規定する基準に適合しなくなったと認め るときは、同項の承認を取り消すことができ

る。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する 募集に従事しようとするときは、厚生労働省 令で定めるところにより、募集時期、募集人 員、募集地域その他の労働者の募集に関する 事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働 大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項 の規定による届出があった場合について、同 法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、 第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条 の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び 第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の 規定による届出をして労働者の募集に従事す る者について、同法第四十条の規定は同項の 規定による届出をして労働者の募集に従事す る者に対する報酬の供与について、同法第五 十条第三項及び第四項の規定はこの項におい て準用する同条第二項に規定する職権を行う 場合について、それぞれ準用する。この場合 において、同法第三十七条第二項中「労働者 の募集を行おうとする者」とあるのは「女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律 第十二条第四項の規定による届出をして労働 者の募集に従事しようとする者」と、同法第 四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務 の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期 間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二 条の二の規定の適用については、同法第三項中「前項の」とあるのは「前項の」とあるのは事させるのは事させる者がその被用者以外の者をして労働者以外の二中「第三十二条に規定する。第三十二条に規定における活躍の推進に関する法律の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対 し、第二項の相談及び援助の実施状況につい て報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規 定による届出をして労働者の募集に従事する 承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び 職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、 これらに基づき当該募集の内容又は方法につ いて指導することにより、当該募集の効果的 かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項 の規定により一般事業主行動計画を策定しよ うとする一般事業主又はこれらの規定による 届出をした一般事業主に対して、一般事業主 行動計画の策定、労働者への周知若しくは公 表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円 滑に実施されるように相談その他の援助の実 施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組の実施により達成しようとする目 標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定 めるところにより、採用した職員に占める女 性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、 勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占 める女性職員の割合その他のその事務及び事 業における女性の職業生活における活躍に関 する状況を把握し、女性の職業生活における 活躍を推進するために改善すべき事情につい て分析した上で、その結果を勘案して、これ を定めなければならない。この場合において、 前項第二号の目標については、採用する職員 に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年 数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地 位にある職員に占める女性職員の割合その他 の数値を用いて定量的に定めなければならな
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員 に周知させるための措置を講じなければなら ない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定 事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を 公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づ く取組を実施するとともに、特定事業主行動 計画に定められた目標を達成するよう努めな ければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情 報の公表)
- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めると ころにより、職業生活を営み、又は営もうと する女性の職業選択に資するよう、その事務 及び事業における女性の職業生活における活 躍に関する情報を定期的に公表しなければな らない。
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、職業指導、職業紹介、職業 訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ず るよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍を推進するため、前項の措置と相まって、 職業生活を営み、又は営もうとする女性及び その家族その他の関係者からの相談に応じ、 関係機関の紹介その他の情報の提供、助言そ の他の必要な措置を講ずるよう努めるものと する。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係 る事務の一部を、その事務を適切に実施する

- ことができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事す る者又は当該事務に従事していた者は、正当 な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に関する地方公共団体の施策を支援す るために必要な財政上の措置その他の措置を 講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄・興開発金融公庫その他の特別の法律によって政会で定めるもので定めるもので定めるものででであって政策を関しているが、認定一般事実主 での他の女性の職業生活における活躍に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主はいう。)の受注の機会の増大その他の必要な 施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定 一般事業主等の受注の機会の増大その他の必 要な施策を実施するように努めるものとする。 (啓発活動)
- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。(情報の収集、整理及び提供)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において 女性の職業生活における活躍の推進に関する 事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機 関(以下この条において「関係機関」とい う。)は、第十八条第一項の規定により国が 講ずる措置及び同条第二項の規定により地方 公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女 性の職業生活における活躍の推進に有用な情 報を活用することにより、当該区域において 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公 共団体の区域内において第十八条第三項の規 定による事務の委託がされている場合には、 当該委託を受けた者を協議会の構成員として 加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要がある と認めるときは、協議会に次に掲げる者を構 成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員 (以下この項において「関係機関等」とい う。)が相互の連絡を図ることにより、女性 の職業生活における活躍の推進に有用な情報 を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る とともに、地域の実情に応じた女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組について 協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共 団体は、内閣府令で定めるところにより、そ の旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協 議会の事務に従事していた者は、正当な理由 なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を 漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議 会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議 会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行 に関し必要があると認めるときは、第八条第 一項に規定する一般事業主に対して、報告を 求め、又は助言、指導若しくは勧告をするこ とができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条 に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働 省令で定めるところにより、その一部を都道 府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、こ

の法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する 職業安定法第四十一条第二項の規定による業 務の停止の命令に違反して、労働者の募集に 従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処 する。
 - ー 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者 は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 に処する。
 - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安 定法第三十七条第二項の規定による指示に 従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安 定法第三十九条又は第四十条の規定に違反 した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者 は、三十万円以下の罰金に処する。
 - ー 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安 定法第五十条第一項の規定による報告をせ ず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安 定法第五十条第二項の規定による立入り若 しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚 偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人 の代理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十 一条又は前条の違反行為をしたときは、行為 者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章 (第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条 を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一 日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務 に関して知り得た秘密については、第二十四 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後 も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則 の適用については、この法律は、第一項の規 定にかかわらず、同項に規定する日後も、な おその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定する もののほか、この法律の施行に伴い必要な経 過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

男女共同参画推進計画の審議経過

平成26年9月17日~ 10月10日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成27年 4月23日	・平成27年度第1回男女共同参画推進審議会開催 (意識調査の結果について)
5月28日	・第2回審議会開催 (前計画の総括,新計画の体系図について)
7月17日	・第3回審議会開催 (前計画の総括,新計画の体系図について)
8月25日	・第4回審議会開催 (新計画の体系図,基本課題1~4,推進体制に ついて)
10月13日	・第5回審議会開催 (基本課題1~4,推進体制について)
11月17日	第6回審議会開催 (基本課題1~4,推進体制について)
12月8日~ 平成28年1月12日	・パブリックコメントを実施
1月29日	第7回審議会開催 (パブリックコメントの結果について)
2月23日	・とりまとめ意見交換

柏市男女共同参画推進審議会委員

平成28年3月末現在

氏 名	区分
◎内海﨑 貴 子	
釼 宮子	
山 崎 大 地	学 識 経 験 者
山 田 順	
〇澤 登 和 夫	関係団体
嶋・崎・ミエ子	
荒木康之	労 働 団 体
中島康子	経営者
秋 元 康 雄 山 中 敬 子 小 島 明 宏(公募) 村 上 優 子(公募)	市民

◎は会長, ○は副会長